

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条 例 名	施 行 日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									民間支援団体に対する援助
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
都道府県	市区町村																
千葉県	成田市	成田市犯罪被害者等支援条例	平成18年3月27日	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	
千葉県	四街道市	四街道市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	-	
千葉県	印西市	印西市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
千葉県	神崎町	神崎町犯罪被害者等支援条例	平成15年4月1日	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
千葉県	多古町	多古町犯罪被害者等支援条例	平成14年1月1日	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。